

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年10月12日（平成30年（行情）諮問第450号）

答申日：平成31年3月28日（平成30年度（行情）答申第546号）

事件名：「三段表作成システムの簡易帳票レイアウト一覧と当年度（最新年度）単価データリスト」の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「三段表作成システムの簡易帳票レイアウト一覧と当年度（最新年度）単価データリスト」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成30年6月26日付け厚生労働省発会0626第4号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。文書は存在すると考えられるため。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成30年5月27日付けで、処分庁に対して、法4条1項の規定に基づき、「三段表作成システムの簡易帳票レイアウト一覧と当年度（最新年度）単価データリスト」について、行政文書開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、平成30年7月14日付け（同年7月17日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるとして諮問する。

3 理由

(1) 本件対象行政文書の特定について

本件審査請求に係る開示請求は、「三段表作成システムの簡易帳票レイアウト一覧と当年度（最新年度）単価データリスト」に関して行われ

たものである。

三段表作成システムとは、各省各庁が予算の概算要求から概算決定までの計数を電算化して管理し、概算要求書等の帳票作成を電子化した財務省が所掌するシステムである。三段表作成システムの機能として、審査請求人が求める「簡易帳票レイアウト一覧」及び「単価データリスト」がある。

「簡易帳票レイアウト一覧」については、三段表システムにて予算体系毎に入力された分析用のコードや金額を確認するために「簡易帳票」という帳票があり、「簡易帳票」に表示する内容の設定を一覧にしたものが「簡易帳票レイアウト一覧」である。この「簡易帳票レイアウト一覧」はシステム上で管理されている一覧であり、紙や電子媒体で出力することが出来ない仕様であるため、行政文書として取得・保有することが出来ないものである。

また、「単価データリスト」については、三段表システムにて積算式や表計算を入力する際に、あらかじめ既定の計算式を雛型として登録し、入力時にリストを呼び出すことで、入力作業を補助するためのリストである。

この「単価データリスト」についてもシステム上で管理されている一覧であり、紙や電子媒体で出力することが出来ない仕様であるため、行政文書として取得・保有することが出来ないものである。

以上のことから、当該開示請求に対して、法9条2項の規定に基づき、開示請求に係る行政文書を当該行政機関が保有していないことから、不開示決定が妥当であると判断した。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件審査請求書において、「文書は存在すると考えられるため。」と主張している。しかし、原処分は(1)のとおり、文書の不存在を理由に不開示決定を行っている。このため、平成30年6月26日付けで行った原処分は妥当である。

4 結論

以上のことより、本件審査請求については、原処分を維持することが妥当であり、棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|---------------|
| ① | 平成30年10月12日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年12月20日 | 審議 |
| ④ | 平成31年2月20日 | 審議 |
| ⑤ | 同年3月14日 | 審議 |

⑥ 同月26日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「三段表作成システムの簡易帳票レイアウト一覧と当年度（最新年度）単価データリスト」である。

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（1））において、本件対象文書を保有していない理由として、三段表作成システムの「簡易帳票レイアウト一覧」及び「単価データリスト」は、いずれも財務省が所掌するシステム（予算編成支援システム）上で管理されており、紙や電子媒体で出力することができない仕様であると説明していた。

しかし、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁は、システム操作資料には出力できる旨の記載を確認できなかつたため、理由説明書では出力できないと説明したが、改めて同システムのサポートセンター（財務省）に確認したところ、出力は可能であることが判明したとする。

(2) また、諮問庁は、当審査会事務局職員の確認を受け、実際に出力した結果を踏まえ、本件対象文書の保有の有無について、以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書のうち、「簡易帳票レイアウト一覧」について

(ア) 「簡易帳票レイアウト一覧」を紙媒体で出力したところ、厚生労働省で使用されていないものを含め十数種類の簡易帳票の名称が列挙され、簡易帳票ごとに分類が記載されて、これらが一覧できる様式となっていた。「簡易帳票レイアウト一覧」は、簡易帳票ごとの分類を設定したり、確認したりするための補助として用いられるものであると思われる。

(イ) 一方、厚生労働省では、財務省の指示により、一般用簡易帳票及び消費税用簡易帳票の2種類のみを使用しており、これらの帳票は、予算編成支援システムの端末画面においてあらかじめ設定されている。

(ウ) したがって、「簡易帳票レイアウト一覧」を業務上使用する必要性はなく、実際にも使用されておらず、また、当該ページは、財務省が構築したシステムの一部であり、厚生労働省は、当該ページを変更・削除等する権限を有していない。

イ 本件対象文書のうち、「単価データリスト」について

(ア) 「単価データリスト」を，CSVデータ及びPDFデータで出力したところ，前者は，単価コード及び単価名称が表示されていたが，肝心の単価データは含まれておらず，後者は，単価データリストの様式が出力されたが，単価データ欄は空欄であった。

(イ) 「単価データリスト」は，三段表作成作業において，単価の入力時に当該リストを呼び出すことで，単価の入力作業を補助するためのものと思われるが，厚生労働省では，三段表については，新年度のデータを入力する際に前年度の入力内容をリバイスする形で作成作業を行っている。

(ウ) したがって，単価データを入力した形の「単価データリスト」を業務上使用する必要性はなく，実際にも使用されておらず，また，当該ページも，財務省が構築したシステムの一部であり，厚生労働省は，当該ページを変更・削除等する権限を有していない。

ウ 以上のとおり，本件対象文書は，厚生労働省において使用されておらず，行政文書として保有しているとはいえないため，不開示とした決定は，妥当と考えられる。

(3) 当審査会において，諮問庁から上記(2)ア及びイに掲げる「簡易帳票レイアウト一覧」及び「単価データリスト」を出力した帳票の提示を受け，確認したところ，諮問庁の説明のとおり，「簡易帳票レイアウト一覧」は十数種類の簡易帳票の名称等が記載されており，また，「単価データリスト」には，単価データが含まれていないことが認められた。

(4) また，行政文書を「保有している」とは，当該文書を事実上支配している状態にあることをいい，当該文書の作成，保存，閲覧・提供，移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を有している状態にあることと解されるところ，本件対象文書は，財務省が所掌する予算編成支援システムの一部であり，厚生労働省には，当該ページを変更・削除等する権限がないことから，厚生労働省において，事実上支配している状態にあるとはいえず，「保有しているとはいえない」とする上記(2)の諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

(5) したがって，諮問庁が説明する現状にあつては，本件対象文書を保有していないとして不開示とした決定は妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子